

意見書

平成19年 11 月 27日

大阪大学総長 殿

平成19年11月13日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

人事院勧告では、社会全体に賃金改善状況が見られる、少子化対策が推進されている、という社会情勢の元で、給与の官民差がマイナス1,352円であることを考慮し、①初任給を中心に若年層に限定した引き上げ、②ボーナスの引き上げ改定（4.45月→4.5月へ）、③扶養手当の引き上げ(6,000円→6,500円)を提案している。

大阪大学が、この勧告に沿って、賃金引き上げ等を行うことは当然のことである。しかしながら、中高年の給与についてはふれられず、国家公務員と比較して、低い水準にある大阪大学の給与の現状には、問題がある。これを改善するなんらかの措置を検討すべきであると考えます。

また、非常勤職員等の給与についても、早急に検討し、引き上げていただきたい。尚、以下の点について、ご回答いただきたい。

1. 初任給を中心に若年層に限定した場合の該当者数
2. 勤勉手当は、評価による差をつけて支給となるのか否か。

箕面地区過半数代表者 水田明男 